

高崎市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

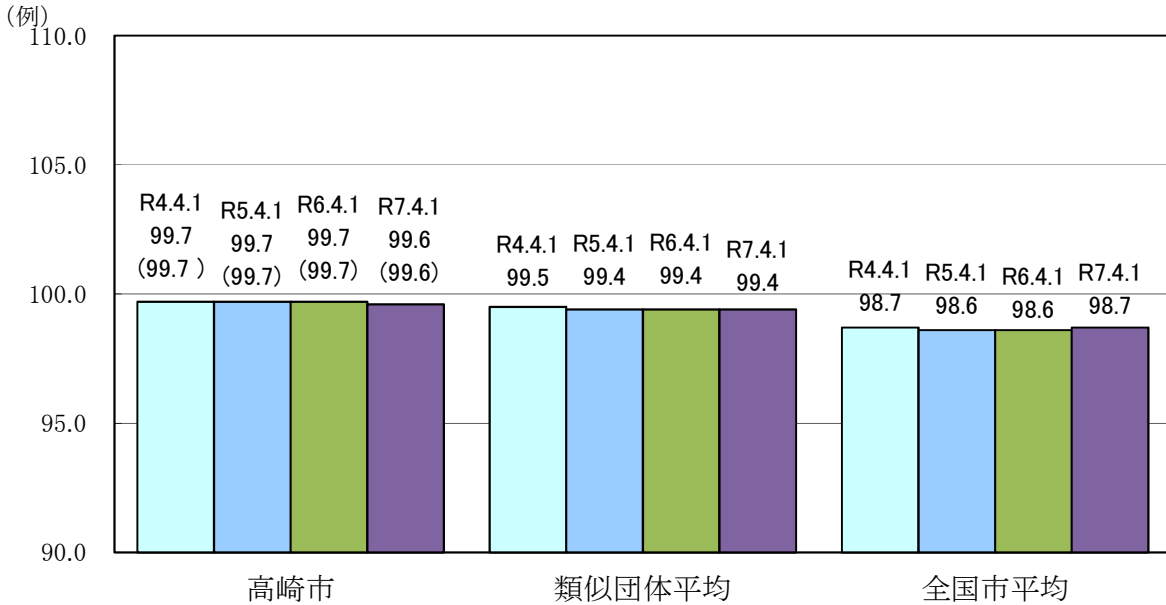
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
6年度	365,972	177,051,371	5,989,380	24,866,788	14.0	12.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				計 B	(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)中核市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当			千円	千円
6年度	2,190	8,980,166	1,846,460	3,922,095	14,748,721	6,735	6,541	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和7年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）令和7年4月1日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを行うとともに、8級に隣接する級間での給料月額の重なりを解消等を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準5%に対し、高崎市においても5%を支給。
（実施時期）令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き下げることとし、令和7年4月1日時点は5%を支給。

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
国基準による支給割合	6%	6%	5%
高崎市の支給割合	6%	6%	5%

③その他の見直し内容

扶養手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高崎市	43.9 歳	344,658 円	419,615 円	401,543 円
群馬県	42.4 歳	334,300 円	411,885 円	366,691 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	42.3 歳	331,473 円	417,367 円	377,585 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
高崎市	50.9 歳	128 人	315,449 円	371,463 円	342,332 円	—	—	—	—
うち学校給食員	50.5 歳	69 人	310,342 円	365,326 円	334,316 円	調理師	45.1 歳	277,800 円	1.32
うち清掃職員	50.9 歳	10 人	332,530 円	397,979 円	369,159 円	廃棄物処理	48.0 歳	320,600 円	1.24
うち用務員	57.2 歳	8 人	368,375 円	440,420 円	396,244 円	用務員	51.6 歳	247,600 円	1.78
うちその他	51.8 歳	41 人	299,308 円	371,699 円	328,603 円	—	—	—	—
群馬県	55.9 歳	49 人	356,500 円	387,176 円	375,610 円	—	—	—	—
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円	—	—	—	—
類似団体	50.9 歳	175 人	323,727 円	381,452 円	354,857 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
高崎市	—	—	—
うち学校給食員	5,941,030 円	3,678,500 円	1.62
うち清掃職員	6,633,395 円	4,457,900 円	1.49
うち用務員	7,477,006 円	3,316,100 円	2.25

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。令和4～6年の3ヶ年平均

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高崎市	43.5 歳	361,585 円	410,493 円
群馬県	45.8 歳	386,900 円	440,461 円
類似団体	46.3 歳	389,158 円	455,377 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		高 崎 市	群 馬 県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	224,300 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	192,900 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	199,000 円	186,900 円	185,700 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額額の状況（令和7年4月1日現在）

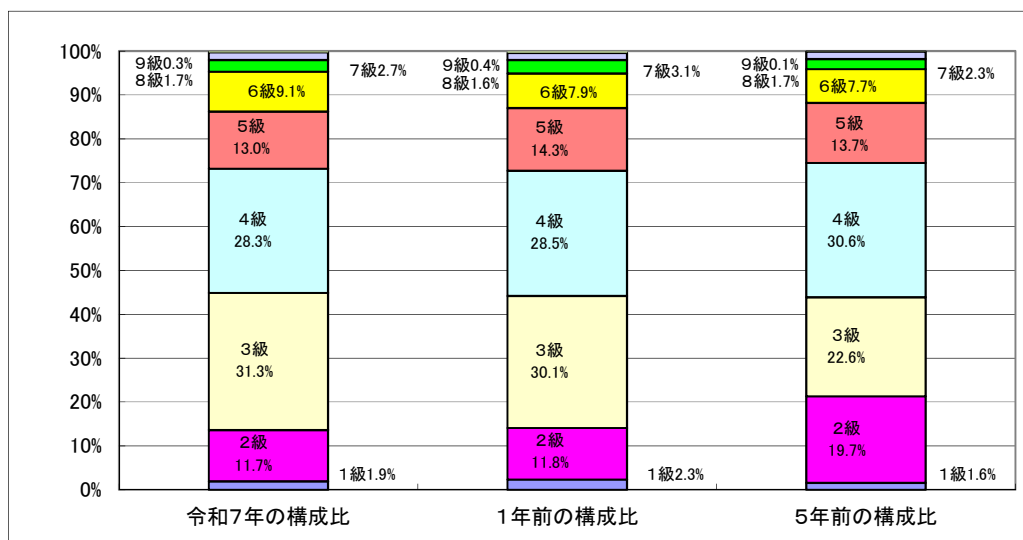
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	297,700 円	371,000 円	392,400 円	407,900 円
	高 校 卒	275,800 円	352,100 円	377,600 円	388,700 円
技能労務職	高 校 卒	254,100 円	297,800 円	323,200 円	338,800 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

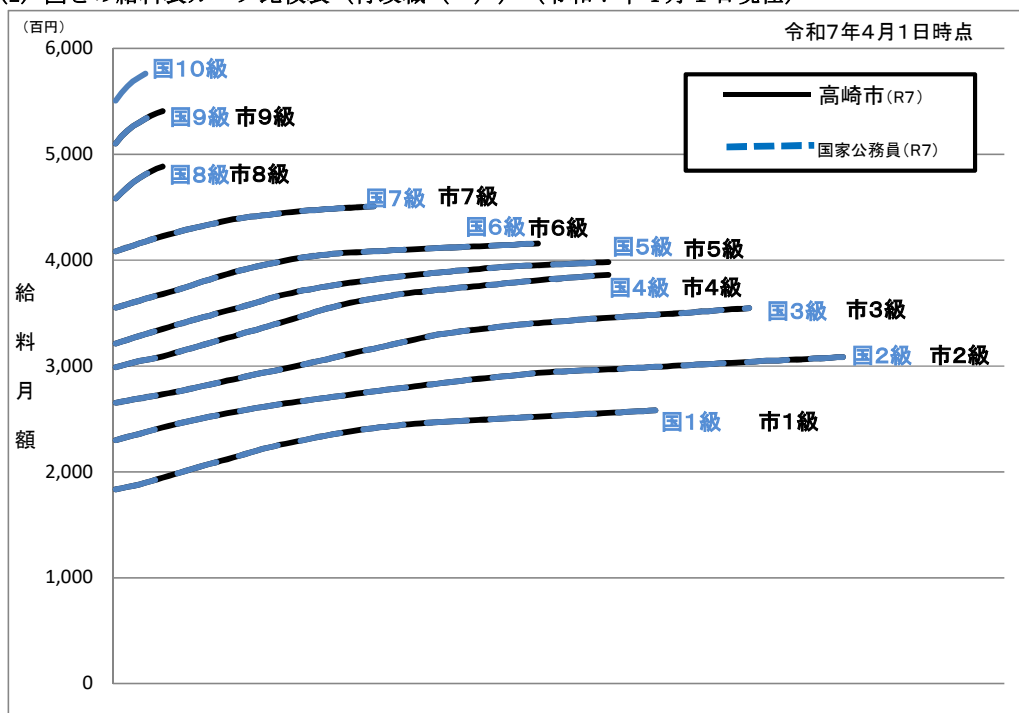
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9 級	部長	5 人	0.3 %	510,200 円	540,900 円
8 級	部長	26 人	1.7 %	458,300 円	488,500 円
7 級	課長	41 人	2.7 %	408,300 円	450,900 円
6 級	課長補佐、課長	136 人	9.1 %	355,200 円	415,700 円
5 級	課長補佐	194 人	13.0 %	321,300 円	398,200 円
4 級	主査、係長	422 人	28.3 %	298,800 円	386,100 円
3 級	主任主事	465 人	31.3 %	265,300 円	354,700 円
2 級	主事	174 人	11.7 %	230,000 円	308,500 円
1 級	主事補	28 人	1.9 %	183,500 円	258,100 円

- (注) 1 高崎市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成27年に8級制から9級制に変更している。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（高崎市）

令和7年4月2日から令和8年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○		
上位、標準の区分				
標準、下位の区分			○	○
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高 崎 市	群 馬 県	国
1人当たり平均支給額(6年度) 1,798 千円	1人当たり平均支給額(6年度) 1,697 千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.4)月分 (1.0)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.4)月分 (1.0)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.4)月分 (1.0)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（高崎市）

令和7年度中における運用	管理職		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

高 崎 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置3～45%			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置3～45%		
1人当たり平均支給額	自己都合 3,687 千円	応募認定・定年 21,564 千円	-		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(6年度決算)			571,877 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)			246,392 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
高崎市	5 %	2,321 人	5 %

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(6年度決算)		20,732 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		75,665 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(6年度)		11.8 %		
手当の種類(手当数)		13 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する支給 単価
災害業務手当		災害の拡大を防止するために行う災害応急対策又は 応急的な災害復旧の業務に従事した職員	0千円	日額 500円
税務手当	納税課	徴税の事務に従事した職員	1,926千円	日額 300円
水質等試験手当	環境政策課	河川の水、工場排水その他有害物質の採取又は分析 試験の業務に従事した職員	20千円	日額 200円
清掃業務手当	清掃管理課	夏季期間(6月1日から9月30日までをいう。以下同じ) 以外の期間にごみ収集又はごみ処理の業務に従事し た職員	3,290千円	日額 700円
		夏季期間にごみ収集又はごみ処理の業務に従事した 職員	1,865千円	日額 800円
		道路等における犬、猫等の死体処理の業務に従事し た職員	75千円	1回 100円加算
社会福祉業務手当	社会福祉課	生活保護、障害者福祉又は児童福祉に係る現業を行 う職員	8,456千円	月額 5,000円
行旅病人及び 行旅死亡人取扱手当		行旅病人の救護業務に従事した職員	0千円	1回 2,000円
		行旅死亡人の取扱業務に従事した職員	0千円	1回 5,000円
土木業務手当	道路維持課	道路、橋りょう、河川等の補修又は舗装の業務に従事 した職員	218千円	日額 200円
用地取得等 交渉業務手当	市街地整備課	土地の取得等の交換業務に従事した職員	205千円	日額 200円
浄水場等業務手当	倉洲支所 農林建設課	浄水場、水源等で塩素等危険物の取扱業務に従事し た職員	8千円	日額 200円
防疫等業務手当	保健予防課	感染症のまん延の防止のために行う防疫等の業務に 従事した職員 結核患者に対する訪問指導の業務に従事した職員	51千円	日額 300円
犬等取扱業務手当	生活衛生課	犬等の捕獲、引取、処分又は検診の業務に従事した職 員	367千円	日額 400円
衛生検査手当	保健予防課	血液、尿便、生化学等の臨床検査の業務に従事した 職員	39千円	日額 250円
食品微生物検査手当	生活衛生課	食中毒原因微生物等の食品微生物検査その他の試験 検査の業務に従事した職員	0千円	日額 200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	247,734 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	143 千円
支給実績(6年度決算)	241,091 千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	140 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(6年度決算)」
と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手
当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額3,000円(7級以下職員) 2 子 月額11,500円 3 扶養親族たる父母等 月額6,500円(7級以下職員) 月額3,500円(8級職員) 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子についてはそれぞれ5,000円を加算	同じ		248,960 千円	244,798 円
住居手当	月額16,000円を超える家賃を支払う職員に家賃月額により月額28,000円を限度に支給	同じ		121,732 千円	271,118 円
通勤手当	1 交通機関利用者 運賃相当額を支給(月額150,000円を限度) 2 交通用具使用者 2km以上5km未満 4,500円 5km以上10km未満 5,500円 10km以上15km未満 8,500円 15km以上20km未満 11,600円 20km以上25km未満 14,600円 25km以上30km未満 17,600円 30km以上35km未満 20,700円 35km以上40km未満 23,700円 40km以上45km未満 26,800円 45km以上50km未満 29,800円 50km以上 32,800円	一部異なる	交通用具 使用者の 支給額	176,199 千円	82,761 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対して職務の特殊性に基づき支給 部長 94,000円(104,200円) 課長 72,700円(77,400円) 課長補佐 59,500円(62,300円) 係長 46,300円	同じ		436,327 千円	730,866 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給	同じ		7,789 千円	35,729 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 日直手当 4,400円	同じ		3,287 千円	12,451 円
管理職員特別勤務手当	1 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に給する。 部長 10,000円 課長 8,500円 課長補佐 7,000円 係長 6,000円 2 管理職員が臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に給する。 部長 5,000円 課長 4,300円 課長補佐 3,500円 係長 3,000円	同じ		6,800 千円	18,785 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市区町村長	1,100,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額			
		()	円	1,180,000	円/	707,000	円
報 酬	副市町村長	880,000	円				
		()	円	960,000	円/	696,000	円
報 酬	議 長	635,000	円	827,000 円/ 584,000 円			
	()	円					
	副 議 長	605,000	円	748,000 円/ 513,000 円			
	()	円					
報 酬	議 員	570,000	円	700,000 円/ 475,000 円			
	()	円					
期 末 手 当	市区町村長	(6年度支給割合)					
	副市町村長	4.55	月分				
期 末 手 当	議 長	(6年度支給割合)					
	()						
	副 議 長	4.55	月分				
	()						
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)		
		1,100,000×在職月数×0.5		26,400,000	任期ごと		
	副市町村長	880,000×在職月数×0.3		12,672,000	任期ごと		
	備 考						

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

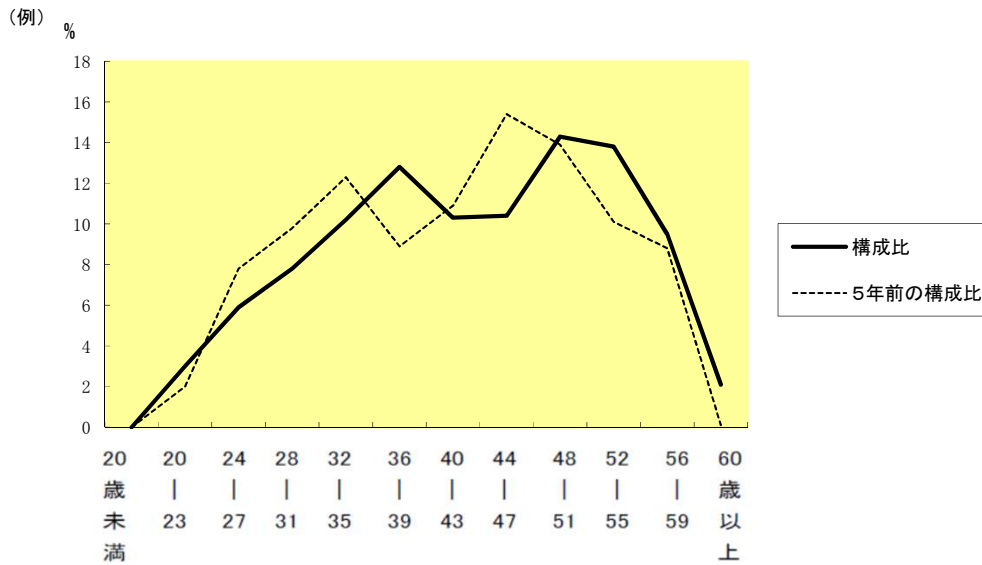
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和6年	令和7年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	16	17	1	
		総務	400	398	△2	
		税務	158	156	△2	
		民生	528	541	13	
		衛生	237	230	△7	
		労働	3	4	1	
		農林水産	80	79	△1	
		商工	51	52	1	
		土木	241	238	△3	
		計	1,714	1,715	1	
	教育部門	476	483	7		
	小 計	2,190	2,198	8	<参考> 人口1万当たり職員数 60.06 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 65.99 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門		58	58	0		
		59	58	△1		
		108	106	△2		
	小 計	225	222	△3		
合 計		2,415 [2,628]	2,420 [2,628]	[0]	<参考> 人口1万当たり職員数 66.13 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	0	72	142	188	246	310	250	251	346	334	230	51	2,420

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	1,665	1,656	1,669	1,679	1,714	1,715	50 (3.0%)
教育	472	474	476	472	476	483	11 (2.3%)
普通会計	2,137	2,130	2,145	2,151	2,190	2,198	61 (2.9%)
公営企業等会計	222	220	218	217	225	222	0 0.00%
総合計	2,359	2,350	2,363	2,368	2,415	2,420	61 (2.6%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 5,834,350	千円 726,880	千円 353,459	% 6.1	% 6.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費119,419千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 66	千円 231,877	千円 53,739	千円 103,710	千円 389,326	千円 5,899	千円 6,317

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
高崎市	38.3 歳	354,136 円	549,672 円
団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高 崎 市	市町村平均（政令指定都市を除く）
1人当たり平均支給額(6年度) 1,656 千円	1人当たり平均支給額(6年度) 1,594 千円
(6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.4)月分 (1.0)月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	—

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

高 崎 市	市町村平均(政令指定都市を除く)
(支給率) 自己都合 24.586875 月分 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 3~45%	—
1人当たり平均支給額 - 千円	1人当たり平均支給額 7,848 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(6年度決算)		15,014 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		258,867 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
高崎市	5 %	58 人	5 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(6年度決算)		9 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		2,250 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(6年度)		6.5 %		
手当の種類(手当数)		7 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する支給 単価
用地取得等 交渉業務手当		土地の取得等の交渉業務に従事した職員	0千円	日額 200円
料金等徴収・停水 業務手当		水道料金等の滞納整理又は給水停止処分の執行 の業務に従事した職員	0千円	日額 300円
修繕等業務手当	工務課 維持管理担当	給配水管等の修繕又は漏水調査の業務に直接従 事した職員	0千円	日額 200円
浄水場等業務手当	浄水課 浄水場運転担当	浄水場、水源等で塩素等危険物の取扱業務に従 事した職員	0千円	日額 200円
水質等試験手当		下水等の水質試験又はこれに伴う汚水、汚泥の採 取等の業務に従事した職員	0千円	日額 200円
下水処理業務手当		1 夏季期間(6月1日から9月30日までをいう。以下 同じ。)以外の期間に下水終末処理場若しくは下 水中継ポンプ場の下水処理又は公共下水道管渠 等のしゅんせつの業務に従事した職員	0千円	日額 700円
		2 夏季期間に下水終末処理場若しくは下水中継 ポンプ場の下水処理又は公共下水道管渠等の しゅんせつの業務に従事した職員	0千円	日額 800円
災害業務手当		災害の拡大を防止するために行う災害応急対策 又は応急的な災害復旧の業務に従事した職員	9千円	日額 500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	6,165 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	143 千円
支給実績(6年度決算)	5,525 千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	123 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(6年度決算)」と同じ年度の
4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない
職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額3,000円(7級以下職員) 2 子 月額11,500円 3 扶養親族たる父母等 月額6,500円(7級以下職員) 月額3,500円(8級職員) 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子についてはそれぞれ5,000円を加算	同じ		5,562 千円	222,480 円
住居手当	月額16,000円を超える家賃を支払う職員に家賃月額により月額28,000円を限度に支給	同じ		2,989 千円	271,727 円
通勤手当	1 交通機関利用者 運賃相当額を支給(月額150,000円を限度) 2 交通用具使用者 2km以上5km未満 4,500円 5km以上10km未満 5,500円 10km以上15km未満 8,500円 15km以上20km未満 11,600円 20km以上25km未満 14,600円 25km以上30km未満 17,600円 30km以上35km未満 20,700円 35km以上40km未満 23,700円 40km以上45km未満 26,800円 45km以上50km未満 29,800円 50km以上 32,800円	同じ		4,067 千円	81,340 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対して職務の特殊性に基づき支給 部長 94,000円(104,200円) 課長 72,700円(77,400円) 課長補佐 59,500円(62,300円) 係長 46,300円	同じ		12,800 千円	752,941 円
管理職員特別勤務手当	1 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に給する。 部長 10,000円 課長 8,500円 課長補佐 7,000円 係長 6,000円 2 管理職員が臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に給する。 部長 5,000円 課長 4,300円 課長補佐 3,500円 係長 3,000円	同じ		358 千円	32,545 円

(2) 公共下水道事業（特定環境保全公共下水道事業を含む）

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 7,161,357	千円 446,938	千円 310,789	% 4.3	% 5.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費165,327千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
6年度	人 63	229,989	47,867	107,900	385,756	6,123	6,187

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
高崎市	43.9 歳	376,331 円	560,707 円
団体平均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高 崎 市	市町村平均（政令指定都市を除く）
1人当たり平均支給額(6年度) 1,736 千円	1人当たり平均支給額(6年度) 1,562 千円
(6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 (1.4)月分 勤勉手当 2.1 月分 (1.0)月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	—

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

高 崎 市	市町村平均(政令指定都市を除く)
(支給率) 自己都合 24.586875 月分 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 3~45%	—
1人当たり平均支給額 795 千円	1人当たり平均支給額 6,120 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(6年度決算)		15,151 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		261,224 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
高崎市	5 %	58 人	5 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(6年度決算)		805 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		57,500 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(6年度)		24.1 %		
手当の種類(手当数)		7 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(6年度決算)	左記職員に対する支給単価
用地取得等 交渉業務手当		土地の取得等の交渉業務に従事した職員	0千円	日額 200円
料金等徴収・停水 業務手当		水道料金等の滞納整理又は給水停止処分の執行の業務に従事した職員	0千円	日額 300円
修繕等業務手当		給配水管等の修繕又は漏水調査の業務に直接従事した職員	0千円	日額 200円
浄水場等業務手当		浄水場、水源等で塩素等危険物の取扱業務に従事した職員	0千円	日額 200円
水質等試験手当	維持管理課 管理担当	下水等の水質試験又はこれに伴う汚水、汚泥の採取等の業務に従事した職員	13千円	日額 200円
下水処理業務手当	施設課 施設管理担当	1 夏季期間(6月1日から9月30日までをいう。以下同じ。)以外の期間に下水終末処理場若しくは下水中継ポンプ場の下水処理又は公共下水道管渠等のしゅんせつの業務に従事した職員	515千円	日額 700円
		2 夏季期間に下水終末処理場若しくは下水中継ポンプ場の下水処理又は公共下水道管渠等のしゅんせつの業務に従事した職員	277千円	日額 800円
災害業務手当		災害の拡大を防止するために行う災害応急対策又は応急的な災害復旧の業務に従事した職員	0千円	日額 500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	2,888 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	74 千円
支給実績(6年度決算)	1,293 千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	34 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額3,000円(7級以下職員) 2 子 月額11,500円 3 扶養親族たる父母等 月額6,500円(7級以下職員)、 月額3,500円(8級職員) 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子についてはそれぞれ5,000円を加算	同じ		8,139 千円	239,382 円
住居手当	月額16,000円を超える家賃を支払う職員に家賃月額により月額28,000円を限度に支給	同じ		3,794 千円	316,167 円
通勤手当	1 交通機関利用者 運賃相当額を支給(月額150,000円を限度) 2 交通用具使用者 2km以上5km未満 4,500円 5km以上10km未満 5,500円 10km以上15km未満 8,500円 15km以上20km未満 11,600円 20km以上25km未満 14,600円 25km以上30km未満 17,600円 30km以上35km未満 20,700円 35km以上40km未満 23,700円 40km以上45km未満 26,800円 45km以上50km未満 29,800円 50km以上 32,800円	同じ		4,246 千円	80,113 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対して職務の特殊性に基づき支給 部長 94,000円(104,200円) 課長 72,700円(77,400円) 課長補佐 59,500円(62,300円) 係長 46,300円	同じ		14,389 千円	685,190 円
管理職員特別勤務手当	1 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に給する。 部長 10,000円 課長 8,500円 課長補佐 7,000円 係長 6,000円 2 管理職員が臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に給する。 部長 5,000円 課長 4,300円 課長補佐 3,500円 係長 3,000円	同じ		50 千円	8,333 円